

❗ どこで購入すればよいですか？

住宅用火災警報器の取扱いは、一般的には①消防設備取扱店、②ホームセンター、③電気店、④警備業者⑤農協等で購入できます。

新築、増改築の際は、ハウスメーカーや設計、施工会社等にご相談ください。

購入の際は、日本消防検定協会の鑑定基準に合格したマーク「NSマーク」が付いているものを目安として購入してください。

※NSマーク:国が示す規格に合格し、品質を保證するものです。

(注:消防署や市役所が販売、斡旋することはありません。)



❗ 火災警報器の値段の目安

住宅用火災警報器の値段は、機種や機能等(警報方法、電池寿命等)により様々です。

国産品のだいたいの目安は、4,000円から9,000円前後です。

メーカーにより、火災を音声「火事です・・・」で知らせる機種や最近では、電波式連動型も販売されています。

なお、電池寿命は最大で10年です。

※詳しいことは販売店等にご相談ください。

※悪質な訪問販売にご注意ください。

❗ 警報器の日頃のお手入れや、交換時期は？

○ 定期的な点検

1ヶ月に1回程度、本体の押しボタン又は引きひもで警報器が鳴るかどうか試験してください。なお、次の場合は、必ず作動試験を行いましょ。

①初めて設置したとき又は設置場所を変更したとき ②電池を交換したとき

③汚れなどの清掃をしたとき ④故障や電池切れが疑われるとき ⑤長期間留守をしたとき

○ 清掃は家庭用中性洗剤を浸して十分絞った布でふき取ってください。(内部に水を入れない。)

○ 煙が出る殺虫剤を使用すると誤作動を起こしますので、警報器をビニール袋等で覆うか、電源を切るなどしてください。また、風呂などの多量の湯気等で警報器が誤作動を起こすことがあります。

○ 乾電池の交換について、電池の寿命は機種により様々ですが、最大でも10年です。電池の寿命がきたことを72時間以上音響やランプ等で知らせてくれます。(乾電池タイプでも電池の交換ができないタイプもあります。)

○ 警報器本体の交換

警報器本体に交換期限を表示してありますので、表示された交換期限がきたら本体ごと交換してください。なお、自動試験機能付の警報器は、機能に異常がでると72時間以上点滅や音で警報を發しますので、異常警報が出たときは本体ごと交換してください。

警報器本体の交換期限は、機種にもよりますが最大で10年くらいです。

○ 警報器の廃棄については、生活ごみとして出す場合、本体と電池を分別して出してください。

なお、イオン化式の警報器(一般的に普及していない)は、特別の廃棄処理が必要ですので、必ず販売店にご相談ください。

☆警報器の取扱説明書は必ずお読みください。

火災警報器に関する問合せ先

○ 「住宅用火災警報器相談室」(財団法人日本消防設備安全センター内)

1 電話番号:0120-565-911(フリーダイヤル)

2 受付時間:月曜日～金曜日午前9時から午後5時まで(土、日、祝日は休み)

3 相談内容:住宅用火災警報器に関する個人からの一般的な相談で次に関すること。

① 販売、取付、取扱い、点検の方法、機能等に関することに対する回答

② メーカー、販売店、消費生活センター等の必要な相談先の紹介

○ 全国的な販売店については、「住宅防火対策推進協議会」のホームページに掲載されています。

<http://www.jubo.go.jp/index2.html>

○ 佐渡市消防本部・佐渡市中央消防署 予防課(Tel 51-0123)

佐渡市両津消防署 予防係(Tel 27-3555)

佐渡市相川消防署 予防係(Tel 74-3124)

佐渡市南佐渡消防署 予防係(Tel 88-3119)

ホームページ:<http://www.city.sado.niigata.jp/fire119/> メールアドレス:sf-fire119@city.sado.niigata.jp

【各種グループや集落単位等で説明会等のご希望がありましたら、最寄の消防署へお気軽にご連絡ください。】